

# 大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

平成25年12月

大阪府指定出資法人評価等審議会



# 大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書

## 目 次

1	はじめに	1
2	再点検の視点	2
3	再点検結果	2
4	別紙資料（再点検による審議会意見）	4～5

### 【参考資料】

• 指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 （今回、再点検を行った法人のポストごとの調査票）	1～36
• 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿	37



## 1 はじめに

大阪府指定出資法人への人的関与のあり方については、当審議会の前身である「大阪府指定出資法人に関する専門家会議（役員派遣のあり方検討部会）」において、平成21年7月から12月にかけて、法人のポストごとに府の人的関与のあり方について検討が行われた。その結果を踏まえ、平成22年2月の大阪府戦略本部会議において、府として引き続き人的関与が必要であるとして、23法人39ポストが決定されたところである。

その後、法人の自立化や統合、役員ポストの見直し等を経て、現在、府が関与すべきポストは、18法人30ポスト（以下、「府関与ポスト」という。）となっている。

また、この間、職員基本条例が平成24年4月1日から施行され、これらの府関与ポストは、条例上、いわゆる知事推薦ポストとして、再就職禁止の適用除外に位置付けられ、以降、同条例に基づき、府関係者が当該法人役員に就任されていた。しかし、平成25年5月の大阪府定例府議会において、いわゆる知事推薦ポストについて、府職員や関係者だけでなく、民間も含めた公募という形で競争させるべきとの質問を受け、公募も含めて検討していくとの知事答弁がなされたところである。

この府議会での議論も踏まえ、今回、知事からの要請に基づき本審議会で府関与ポストの必要性について再検討することとなった。

なお、同条例に基づき昨年度に設置された大阪府人事監察委員会からも、「府の人的関与の必要性について、審議会において改めて検討していただくことを要望する。」との意見書が知事あてに提出されていることを申し添える。

### 【今回再点検の経過】

#### 第1回（平成25年9月20日）

- これまでの取組み、経過等報告
- 当審議会における今後の審議の進め方、スケジュール等について審議

#### 第2回（平成25年10月15日）

- 法人所管部局等へのヒアリング、意見とりまとめに向けた論点整理

#### 第3回（平成25年10月31日）

- 法人（所管部局）に対するヒアリング、質疑（4法人4ポスト）

#### 第4回（平成25年11月01日）

- 法人（所管部局）に対するヒアリング、質疑（8法人17ポスト）

#### 第5回（平成25年11月12日）

- 法人（所管部局）に対するヒアリング、質疑（5法人7ポスト）

#### 第6回（平成25年11月26日）

- 指定出資法人への人的関与の再点検に係る意見とりまとめに向けた審議

#### 第7回（平成25年12月06日）

- 指定出資法人への人的関与の再点検に係る意見とりまとめに向けた審議
- 法人（所管部局）に対する追加ヒアリング、質疑（6法人12ポスト）

#### 第8回（平成25年12月13日）

- 意見とりまとめ案の審議（指定出資法人への人的関与の再点検結果、参考資料等）

## 2 再点検の視点

前回の見直しでは、法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど、法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民目線により、全ての法人のポストごとにその必要性の検討が行われたところである。

具体的には、「1. 法人役員の責務について」「2. 府OB役員の就任及び在任期間について」「3. プロパー職員の役員登用について」「4. 監事等の非常勤役員について」「5. 無報酬の非常勤役員への就任について」に関して、幅広い視点から指定出資法人への人的関与のあり方について、点検・見直しが行われたものである。

今回の再点検では、その結果も踏まえつつ、前回見直し時における各法人の取り組むべき課題が、現時点でどのように変化しているのか（既に解決しているのか、或いは新たな課題が顕在化してきているのか等）について確認するとともに、それらが、府の人的関与の必要性を決定づける理由として継続しているのかといった視点にも着目した。それらを具体的に検証・確認するため、法人所管部局に対し、法人のポストごとに詳細な調査票の作成・提出を求め、それらをもとに、所管法人に対する個別ヒアリングを行った。

ヒアリングにあたっては、「取り組むべき課題の重要性」「法人課題と対象役員の職務との関連性」から、「府の人的関与の必要性」について慎重に再点検を行い、最終的に、審議会として意見をとりまとめたところである。

**※参考：前回見直し結果「大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書」については、  
こちらを参照 [http://www.pref.osaka.jp/attach/2862/00026118/bukaisiryu\\_%20091224.pdf](http://www.pref.osaka.jp/attach/2862/00026118/bukaisiryu_%20091224.pdf)**

## 3 再点検の結果

前述の視点に立って、対象となっている18法人30ポスト（うち、1法人2ポストについては、事業の見直しや課題が解決したことから、今回の再点検に併せて廃止を決定）について再点検を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 人的関与の必要性が認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる）としたものは、16ポスト
- (2) 人的関与の必要性は条件付きで認められる（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる）としたものは、9ポスト
- (3) 人的関与の必要性は認められない（役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき）としたものは、5ポスト

**※再点検による審議会意見については、別紙資料を参照**

今回の再点検は、あくまでも各法人の現在の課題等を踏まえ、現時点における人的関与の必要性についての意見としてとりまとめたものである。課題が解消すれば、できるだけ速やかに人的関与を見直していくべきであり、大阪府においては、指定出資法人の経営評価等を通じて、常日頃から適切に法人の

経営状況を把握し、指導・調整を講じるとともに、概ね2年程度の間隔で人的関与の継続の要否について点検していくことが必要と考える。

また、府として、府関係者の関与を見直すこととした場合は、行政・民間を問わずに公募により適任者を選任する方針であると、府から説明を受けている。その際には、広く一般から人材を募ることはもとより、法人固有職員等が積極的にチャレンジできるよう配慮されたい。

最後に、指定出資法人は、法人経営に対する府の関与を最小限とし、自立した経営への移行をめざすべきである。そのためにも府関係者ではなく、法人職員が自ら法人経営のかじ取りを担う体制とすべく、中長期を見通し、法人固有職員（いわゆるプロパー職員）の育成を計画的に進められたい。再点検を通しても、府の関係者の配置を条件付きとした法人が多くある。これは、当然に今後の自立化を前提としたものであり、府においては、この点を十分に踏まえて、引き続き、指定出資法人の指導・調整にあたられたい。



# 【参考資料】

## 【目次】

- 指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票（今回、再点検の法人・ポストに係る調査票） 1～36
- 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿 37





## 指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票 目 次

整理 番号	法 人 名	役職名（勤務形態）	ページ
1	(財) 大阪国際平和センター	常務理事（常勤）	1
2	(公財) 大阪府国際交流財団	理事長（非常勤）	2
3		常務理事（常勤）	3
4	(株) 大阪国際会議場	専務取締役（常勤）	4
5	(公財) 大阪府保健医療財団	理事長（非常勤）	5
6		業務執行理事（非常勤）	—
7	(公財) 大阪産業振興機構	理事長（常勤）	6
8	(公財) 千里ライフサイエンス振興財団	専務理事（常勤）	7～8
9	大阪府中小企業信用保証協会	理事長（常勤）	9
10	(公財) 西成労働福祉センター	代表理事（非常勤）	10
11		業務執行理事（常勤）	11
12	(一財) 大阪府みどり公社	理事長（常勤）	12
13	(株) 大阪府食品流通センター	代表取締役社長（常勤）	13
14	(公財) 大阪府都市整備推進センター	理事長（常勤）	14～15
15		常務理事（常勤）	16～17
16	大阪府道路公社	理事長（常勤）	18
17	大阪高速鉄道（株）	代表取締役社長（常勤）	19
18		代表取締役専務（常勤）	20
19		常務取締役運輸部長（常勤）	21～22
20	大阪府都市開発（株）	代表取締役社長（常勤）	—
21	大阪外環状鉄道（株）	代表取締役社長（常勤）	23
22		常務取締役（常勤）	24
23	大阪府土地開発公社	理事長（常勤）	25
24		常務理事（常勤）	26
25	大阪府住宅供給公社	理事長（常勤）	27～28
26		常務理事（常勤・事務）	29～30
27		常務理事（常勤・技術）	31～32
28	(一財) 大阪府タウン管理財団	理事長（常勤）	33～34
29		常務理事（千里事業本部長）（常勤）	35
30		常務理事（泉北事業本部長）（常勤）	36



大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

(平成25年4月1日現在)

氏名	職名	備考
上 敏郎	日本電通(株) 代表取締役社長	—
大庭 みどり	(有) シェイド・コンサルティング 代表取締役	—
小田 利昭	公認会計士小田事務所 公認会計士	—
川本 久美子	マネジメントオフィスかわもと 代表	—
田中 克彦	LOGISTICS DESIGN 代表	—
中本 行則	公認会計士中本行則事務所 公認会計士	—
橋本 豊嗣	はしもと経営研究所 代表	—
林 由佳	新日本有限責任監査法人 公認会計士	—
春次 賢太郎	春次メディカルグループ 理事長	—
平石 奎太	平石経営研究所 所長	—
松川 雅典	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士	—
山本 浩二	大阪府立大学大学院経済学研究科 教授	会長
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 主任研究員	—

(五十音順・敬称略)